

# 異文化間情報連携学会会則

## 第1章 総則

### 【名称】

第1条：本会は、異文化間情報連携学会と称する。英語名は、Circle of Intercultural-information and NeXus (CINEX)、とする。

### 【目的】

第2条：本会は、異文化間における情報価値の同質性および異質性に有益な知見を見出して、国際理解および異文化理解、さらには成熟した情報社会の進展に研究面および実践面から寄与することを目的とする。

### 【事業】

第3条：本会は、前条の目的を達成するために次の各項に掲げる事業を行う。

- 1) 年次大会、研究会、講演会・シンポジウムなどの開催。
- 2) 機関誌『INEXUS』および Web Journal の発行。
- 3) 研究成果の公開（研究書・テキスト・報告書など）。
- 4) その他、必要な事業。

### 【本部】

第4条：本会の本部は、下記の住所に置くものとする。

- 1) 静岡県三島市大宮町 3-7-33 順天堂大学保健看護学部 山下巖研究室

## 第2章 会員

### 【会員の種別】

第5条：本会の会員の資格は以下のように定める。

- 1) 本会の趣旨に賛同し、規定の会費を納めた個人を一般会員とする。
- 2) 本会の趣旨に賛同し、規定の会費を納めた学生を学生会員とする。
- 3) 本会の趣旨に賛同し、規定の会費を納めた出版社などの企業を賛助会員とする。
- 4) 本会に特別に寄与した者を名誉会員とする。名誉会員は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

### 【入会】

第6条：本会の入会に当たっては以下のように定める。

- 1) 本会の会員になろうとする者は、一般会員1名以上の推薦を経て所定の入会申込書を会長当てに提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2) 学生会員の入会には、一般会員1名以上の推薦を必要とする。
- 3) 賛助会員の入会には、本学会の趣旨に賛同し、本学会との連携において社会貢献が果たせるものと判断された者を理事会が承認する。

### 【会員の活動】

第7条：本会の活動は、以下のものとする。

- 1) 一般会員及び学生会員は大会、研究会、講演会、出版プロジェクトなどに参加し、研究成果を口頭発表および著作発表できる他、学会誌（査読あり）・Web Journal（査読なし）に投稿することができる。また、学会誌・プロジェクト成果本・会員名簿などの配布を受けることができる。
- 2) 賛助会員は学会誌・プロジェクト成果本・会員名簿などの配布を受け、大会、研究会、講演会、シンポジウムなどに参加することができる。

#### 【会員資格の喪失】

第8条：会員資格については次の事項が生じた場合に、会員資格を喪失する。

- 1) 会員にして会費が2年間滞った場合には、自動退会措置を講ずるものとする。
- 2) 会員にして著しく学会の名誉を傷つけたときは理事会の決議により除名する。

## 第3章 組織

#### 【組織】

第9条：本会の重要事項について審議を行う最高機関として総会を置く。総会は毎年1回、会長の招集によって開催され、会長を議長とする。

#### 【理事会】

第10条：本会の活動の執行機関として理事会を置く。理事会は会長の招集により、随時開催され、会長を議長とする。但し委任状提出により議決権を委ねた者は出席したものとみなす。

#### 【総会の定足数】

第11条：総会は一般会員数の3分の1以上の出席により成立する。

#### 【理事会の定足数】

第12条：理事会は理事会構成員の半数以上の出席により成立するものとする。

#### 【決議】

第13条：総会、理事会は特に定めるものを除き、出席者の過半数の賛同を以て決する。

#### 【事務局】

第14条：本会会務の執行を補佐するための事務局を下記の住所に置くものとする。

- 1) 静岡県三島市大宮町3-7-33 順天堂大学保健看護学部 山下巖研究室

## 第4章 役員

#### 【役員数】

第15条：本会の運営のため次の役員を置く。

- 会長1名
- 副会長2名以内
- 監事2名以内
- 理事10名以内
- 事務局長1名

幹事 10 名以内

#### 【役員の選出】

第 16 条：役員の選出は以下の通りとする。

- 1) 会長の選出は理事会構成員の互選により選出される。
- 2) 副会長は理事会構成員の互選により選出され、会長がこれを委嘱する。
- 3) 監事は総会において選出され、会長がこれを委嘱する。
- 4) 理事は会長および副会長が推薦し、総会において承認を得るものとする。
- 5) 幹事は理事会の推薦により、総会において承認を得るものとする。
- 6) 名誉会長、顧問は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

#### 【役員の任期】

第 17 条：役員の任期は以下の通りとする。

- 1) 役員の任期は就任後 3 年目の決算期に関する総会終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2) 役員に欠員が生じた場合、新たに選任された役員の任期は在任者の残任期間とする。

#### 【役員の任務】

第 18 条：役員の任務を以下のように定める。

- 1) 会長は本会を代表して会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、必要あるときは会長の職務を代行する。
- 3) 監事は本会の財務を監査する。
- 4) 理事は理事会を組織して会の運営に当たる。
- 5) 事務局長は本会の入退会事務および問い合わせ対応事務を執り行う。

## 第 5 章 会 計

#### 【収入】

第 19 条：本会の経費は会費および寄付金その他の収入をもって充てる。

#### 【会計の期間】

第 20 条：本会の会計年度に関しては以下のように定める。

- 1) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

#### 【会費】

第 21 条：会員は以下の規定の会費および参加費を納めるものとする。

- 1) 一般会員の年額会費は 5,000 円、参加費は 500 円とする。
- 2) 学生会員の年額会費は 3,000 円、参加費は 500 円とする。
- 3) 賛助会員の年額会費は 5,000 円、参加費は無料とする。
- 4) なお、一般参加の非会員の参加費については都度 500 円とする。

#### 【予決算の作成と審議・報告】

第 22 条：理事会は予算を編成し、総会の議を経ることを要する。理事会はまた前年度収支決算を作成し、監事の意見を付した上で総会において承認を得るものとする。

## 第 6 章 附 則

**【会則の変更】**

第23条：本会則の変更は総会の議を経ることを要する。

**【設立時の理事】**

第24条：前条までの定めによらず、本会設立時の理事は以下とする。

浅 間 正 通  
山 下 巖  
西 村 厚 子  
前 野 博  
安 富 勇 希

- [ 附則： 本会則は、平成 25 年 12 月 21 日より発効する ]
- [ 附則： 本会則は、平成 26 年 12 月 20 日より改正発効する ]
- [ 附則： 本会則は、平成 27 年 12 月 19 日より改正発効する ]
- [ 附則： 本会則は、平成 29 年 12 月 9 日より改正発効する ]
- [ 附則： 本会則は、平成 30 年 12 月 15 日より改正発効する ]
- [ 附則： 本会則は、令和 元 年 12 月 21 日より改正発効する ]
- [ 附則： 本会則は、令和 2 年 12 月 19 日より改正発効する ]
- [ 附則： 本会則は、令和 3 年 12 月 11 日より改正発効する ]
- [ 附則： 本会則は、令和 4 年 12 月 10 日より改正発効する ]